

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年11月1日（平成28年（行情）諮問第658号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第837号）

事件名：「平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討に関する防衛大臣指示」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討に関する防衛大臣指示（平成27年防衛大臣指示第1号）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月4日付け防官文第7468号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書並びに意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成27年防衛大臣指示のうち番号1。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年4月4日付け防官文第7468号により、法9条1項の規定に基づく一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

本件対象文書の本文の一部については、防衛省内部の審議・検討に係る情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条5号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが

本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同年12月7日 審査請求人から意見書1及び2並びに各資料を收受
- ⑤ 平成29年1月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月14日 審議
- ⑦ 同年3月7日 審議
- ⑧ 同月22日 審議
- ⑨ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討に関する防衛大臣指示（平成27年防衛大臣指示第1号）」（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、平成27年5月20日に防衛大臣から大臣官房長、各局長、各幕僚長及び情報本部長宛てに発出された、平素及び各種事態における実効的な抑

止措置の検討の実施を指示する文書（防衛大臣指示第1号）であり、不開示部分は、同文書中の記1の1行目及び2行目の一部、記2の1行目及び2行目の一部、記3の1行目及び2行目の各一部並びに記3の3行目の一部の計4か所であり、当該部分には、平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討に当たっての方向性や留意点等が記載されていると認められる。

- (2) 諮問庁は、不開示部分について、防衛省内部の審議・検討に係る情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条5号に該当するため不開示とした旨説明する。

そこで検討するに、本件対象文書は、上記(1)のとおり、平成27年5月20日に防衛大臣から大臣官房長等に対して発出された指示文書であり、防衛大臣から防衛省の幹部職員に宛てた内部的なものとはいえ、既に決裁手続を経て発出済みのものであるから、不開示部分も含め全体として、法5条5号にいう国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されたものとは認められない。

したがって、不開示部分は、法5条5号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史